※これは現時点のもので確定のものではありません

松阪市子育て世帯訪問支援事業実施要領(案)

（趣旨）

第１ この要領は、松阪市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第２条の規定に基づき、松阪市子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第２ 要綱第４条に規定の家事支援事業及び育児・養育支援事業の具体的な業務内容は、次のとおりとする。

1. 家事支援

食事の準備、後片づけ、洗濯、居室等の清掃・整理整頓、生活必需品の買い物の代行やサポートなど

1. 育児・養育支援

授乳、離乳食作り、おむつ交換、沐浴補助、保育所等の送迎、通院・産後健診・公的機関の手続きなどの同行、外出時の補助、宿題の見守り、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言等、地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供など。ただし、保育園等の送迎については概ね1か月程度とする。

（業務の実施）

第３ 市長は、要綱第3条に規定の対象者でサポートプランを作成した児童及びその保護者に対し、児童及びその保護者が抱える不安や悩みを傾聴し、家事又は育児支援を適切に実行する能力を有する者（以下「訪問支援員」という。）を派遣する。

２ 事業者は、サポートプランに基づき訪問支援を実施する。

３ 事業者は、訪問した家庭が家事、育児・養育支援等以外の支援も必要であると考えられる場合には、市長に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めるものとする。

４ 事業者は、訪問支援を実施する際、支援困難度の高い家庭に対しては市長と協議の上、２名を派遣することができる。

５　事業を適切に実施するため、次に揚げる業務を行う。

（1）　対象児童及びその保護者に関する関係機関等からの情報収集及び訪問の実施による情報収集を行うこと

（2）　収集した情報から育児・養育支援の必要性、支援計画、対象家庭に与える効果等について、関係機関と協議し、支援の対象者及び内容等を決定すること

（3）　実施した支援に関する評価及び支援の終結決定すること

（業務の委託）

第４ 市長は、要綱第２条の規定により、事業を適当と認める法人その他の団体（以下「事業者」という。）に委託して行うものとする。

２ 第２に規定する業務内容を適切に履行する必要があることから、事業者については、訪問支援員を派遣可能な者で次の要件のいずれかを満たす者とする。

⑴ 過去３年以内に本市又は他の自治体等で児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第５項に規定される養育支援訪問事業の履行実績を有する者

⑵ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（訪問系サービスに限る。）及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受けている者又は同等の援助が可能であると認められる者で、次のいずれかの要件を満たす者

ア 過去３年間に本市又は他の自治体等で児童福祉法第６条の３に規定される事業（第５項に規定される養育支援訪問事業を除く）の履行実績を有する者

イ 過去３年間に児童福祉法第７条に規定される児童福祉施設の運営実績を有する者

３ 第１項の規定による委託を受注した事業を適当と認める法人その他の団体（以下「事業者」という。）は、業務を適切に実施するため、訪問支援員等に対する研修の実施、対象家庭との連絡調整等、委託契約書等に従い、当該業務を実施する上で必要な措置を講じなければならない。

（訪問支援員の要件）

第５　訪問支援員については以下のいずれの要件を満たし、本事業を適切に実施できる者として市長が適当であると認めたものとする。

(1)　第５条第2項に規定する研修の内容を踏まえた市が適当であると認める研修を修了した者

(2)　以下（ア）～（ウ）に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

　（ア）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（イ）　児童福祉法、児童買春法、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74令)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（ウ）　児童虐待の防止に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

２　訪問者は、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘義務等についての研修を必ず実施しなければならない。また、育児・養育支援を行う訪問支援員に対しては、ＡＥＤ(自動体外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習(安全チェックリストの活用やヒヤリハット事例の検証等を内容とするもの)について、必ず実施すること。ただし、他の研修の修了をもって習得できると市が判断した部分について、省略しても差し支えないものとする。実施にあたっては支援場面を想定した実技指導等を組み込む等、訪問の内容及び質の向上に努めること。

（訪問支援員）

第６　委託団体は本事業に登録する訪問支援員を松阪市子育て世帯訪問支援事業訪問員一覧表（様式１）もしくは松阪市子育て世帯訪問支援事業訪問員登録申込書（様式２）により提出しなければならない。

２　市長は、前項の訪問支援員について適当と認めたときは、当該申込者に訪問員証（様式３）を交付するものとする。

３　前項の訪問員証の有効期限は、4月1日（年度の中途において訪問員証を交付する場合にあっては、当該訪問員証を交付する日）から翌年の3月31日までとする。

４　訪問支援員は本事業の訪問時に身分証を提示すること。

（訪問支援員の辞退）

第７　訪問支援員は、訪問支援員としての業務を辞退しようとするときは、松阪市子育て世帯訪問支援事業訪問員辞退届（様式４）に訪問員証を添えて市長に提出しなければならない。

（訪問員の取消し）

第８　市長は、訪問員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、訪問員の職務を取消すことができる。

　（1）　この要綱の規定に違反したとき。

　（2）　訪問員が、職務の取消しの申出があったとき。

　（3）　訪問員が、訪問家庭に対し、著しい迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

　（4）　受託団体の契約が解除になったとき。

（委託料）

第９ 業務に関する委託料は訪問支援費、交通費等及び事務費・管理費とし、金額は別表のとおりとする。なお、この金額は消費税及び地方消費税を含むものとする。

（実績報告）

第１０ 事業者は毎月の業務完了後、速やかに実績報告書を作成し、市長に提出するものとする。

（利用者負担金の納付）

第１１ 市長は、第10の規定による報告があったときは、要綱第９条に定める利用者負担金の納入について利用者に通知するものとする。

２ 利用者は前項の規定による通知を受けたときは、市長の指定する期日までに利用者負担金を納付しなければならない。

(安全管理)

第１２　事業者は、利用者の危険を防止する措置を講ずるとともに、事故等の発生時に迅速かつ適切な対策を実施できるよう関係機関との連携に努めなければならない。

（事故の報告）

第１３ 事業者が業務の実施による事故等が発生した場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」に従い速やかに報告すること。また、補償保険に加入するなど児童の事故に備えなければならない。

２　事故の発生及び再発防止に関する努力をすること。

（守秘義務）

第１４ 事業者及び訪問支援員は業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該業務を離れた後も同様とする。

（委任）

第１５ この要領の定めるもののほか、必要な事項は、市長が協議の上、別に定める。

附則

（施行期日）

１ この要領は、令和６年４月１日から施行する。

別 表

|  |  |
| --- | --- |
| 費　　目 | 委託料の金額 |
| 訪問支援費 | １時間あたり　　　　　　　　　 　　３，０００円 |
| 送迎時交通費 | １回あたり 　　　　　　　　　　　　　１，８６０円 |
| 事務費・管理費 | 利用者１名あたり　　　　月額２，６００円 |

備考

⑴ 委託料は、事業１回の利用につき、訪問支援費１時間あたりの金額に利用時間を乗じて得た金額に交通費等を合算した額とする。

⑵ 事務費・管理費は利用者１名につき月１回、利用のあった月のみ算定可能とする。